

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和6年9月3日（火） 10：02～10：10

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸 田 文 雄 内閣総理大臣
松 本 剛 明 国務大臣（総務大臣）
小 泉 龍 司 国務大臣（法務大臣）
上 川 陽 子 国務大臣（外務大臣）
鈴 木 俊 一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
盛 山 正 仁 国務大臣（文部科学大臣）
武 見 敬 三 国務大臣（厚生労働大臣）
坂 本 哲 志 国務大臣（農林水産大臣）
齋 藤 健 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
斉 藤 鉄 夫 国務大臣（国土交通大臣）
伊 藤 信太郎 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
木 原 稔 国務大臣（防衛大臣）
林 芳 正 国務大臣（内閣官房長官）
河 野 太 郎 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
土 屋 品 子 国務大臣（復興大臣）
松 村 祥 史 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
加 藤 鮎 子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
新 藤 義 孝 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
高 市 早 苗 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
自 見 はなこ 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：村 井 英 樹 内閣官房副長官
森 屋 宏 内閣官房副長官
栗 生 俊 一 内閣官房副長官
岩 尾 信 行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 2件
- 国会提出案件 3件
- 政令 3件
- 人事 3件
- 報告 3件
- 配布 2件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○林国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、村井副長官から御説明申し上げます。

○村井内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、予備費の使用について、御決定をお願いいたします。本件は、電気・ガス価格激変緩和対策事業に要する費用等を補助するため、一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費から約9,892億円を使用するものであります。

次に、「ローマ法王庁」及び「スリナム国」駐日特命全権大使の接受について、御決定をお願いいたします。本件は、5日、信任状捧呈の予定であります。

次に、令和5年度「予算使用の状況」並びに令和6年度第1・四半期における「予算使用の状況」及び「国庫の状況」を、財政法に基づき国会及び国民に報告することについて、御決定をお願いいたします。

次に、政令3件について、御決定をお願いいたします。まず、「国土強靱化推進本部令」は、同本部の運営に関し、必要な事項を定めるものであります。

次に、「地域再生法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年10月1日とするものであり、「同法施行令及び農業委員会法施行令の一部改正令」は、同改正法の施行に伴い、住宅団地再生を図るために必要な施設に関する技術的基準を定めるほか、所要の規定の整理を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、上川外務大臣が、明日から6日まで、木原防衛大臣が、本日から6日まで、日豪外務・防衛閣僚会合出席等のため、それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、最高検察庁公判部長鈴木真理子を検事長に任命することについて、御決定をお願いいたします。

次に、伊藤喜市外91名の叙位又は叙勲等について、御決定をお願いいたします。

次に、国会、裁判所及び会計検査院所管の令和7年度予算概算要求書について、御報告があります。これらの概算要求書は、財政法に基づき、内閣に送付されたものであり、予算決算及び会計令に基づき、財務大臣に回付するものであります。

次に、配布資料といたしまして、「令和6年度震災復興特別交付税の9月交付について」があります。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。

○林国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、総務大臣。

○松本国務大臣：本日、地方交付税法附則第13条第1項の規定に基づき、令和6年度震災復興特別交付税の9月交付額を決定いたしました。交付額は498億円であり、東日本大震災に係る被災団体の実施する様々な復旧・復興事業の地方負担等を措置することとしております。引き続き、被災団体が復旧・復興事業を円滑に進めることができるよう、その実情をよくお伺いしながら適切に対応してまいります。

○林国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○岸田内閣総理大臣：上川大臣及び木原大臣は、それぞれ海外出張いたしますが、その出張不在中、松本大臣を外務大臣の、河野大臣を防衛大臣の、臨時代理とすることといたします。

○林国務大臣：これを持ちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。法務大臣から御発言がございます。

○小泉国務大臣：いわゆるオウム真理教と同一性を有する「A l e p h」について、9月2日、公安審査委員会は、再発防止処分の決定を行いました。同決定により、当該団体は、9月21日から6か月間、当該団体が所有し又は管理する特定の土地又は建物の全部又は一部の使用が禁止され、また、金品その他の財産上の利益の贈与を受けることが禁止されます。公安調査庁においては、関係機関の協力を得ながら、引き続き、再発防止処分の実効性の確保を図りつつ、当該団体の活動実態の把握に努めるとともに、公共の安全を確保し、国民の皆様方の不安感の解消・緩和に寄与してまいります。

○林国務大臣：なお、海外出張された厚生労働大臣の帰朝報告は、お手元の資料のとおりです。

ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上を持ちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

◎ 報 告

資 料
あ り

- ☆ { 1. 国会所管令和7年度概算要求書
1. 裁判所所管令和7年度概算要求書
1. 会計検査院所管令和7年度概算要求書
について (内閣官房)

◎ 配 布

- ☆ 令和6年度震災復興特別交付税の9月交付について (総務省)
☆ 令和5年度一般会計歳入歳出決算等外3件を会計
検査院に送付することについて (財務省)

[○署名あり ☆署名なし]